

**NEWS RELEASE**

報道資料

2006年11月17日  
(東証第一部 9650)  
テクモ株式会社  
**TECMO**  
東京都千代田区九段北 4-1-34  
<http://www.tecmo.co.jp>

**訴訟に関する一部報道について**

一部報道メディアにおいて、『当社の元社員（以下元社員）が、当社の執行役員（以下執行役員）からセクハラを受けたと当社に訴えたが、当社がそれを認めず、元社員に対し不当な解雇通知を行った』旨の記事が掲載されていますが、執行役員が元社員にセクハラをした事実ならびに当社が元社員に対し不当な解雇通知をした事実はありません。

同記事の内容は、いずれも事実と反し当社および当社執行役員の名誉と信用を著しく傷つけるものです。

元社員は、2006年6月30日に当社に対し依願退職の申し出をしましたが、7月4日になって、セクハラを理由とする会社都合の退職にして欲しいと態度を一変し、さらに執行役員の解雇と複数の社員の処分を要求しました。

その後も、元社員が要求を次々と変化させる中、元社員から執行役員に対するセクハラの訴えがあったことから、当社は即日調査を開始し、約1ヶ月にわたる公正かつ厳正な調査を行いました。その結果、本件は元社員が私情をはらす目的で行った行為であり、セクハラではないとの結論に至りました。

しかし、執行役員と元社員ならびにその関係者にも公私を混同した行為があったことと、本件のため同人らが社内に無用の混乱を招き業務に支障をきたしたことから、同人らの反省を促すため同人らを降格ならびに減給処分にいたしました。当社は、元社員に対し不当な解雇通知をすどころか、環境に配慮した新しい職場を提供し出社を促したのが真相です。

現在、当社および執行役員と元社員の間では裁判が継続中ですが、第1回目の弁論期日が経過したばかりで、これから当社や執行役員の実質的な反論や主張がなされようとしている第2回目の弁論期日の前の段階で、一部報道メディアが前記のように事実と反する元社員の一方向的な主張だけを取り上げ、それがあたかも事実であるかのごとく掲載したことにより、当社と執行役員は、著しくその名誉と信用を傷つけられる結果となりました。

当社は、この裁判において正々堂々と真実を明らかにしてまいります。

なお、執行役員は、元社員が報道メディアに対し、再三にわたり一方向的な主張を繰り返した結果、著しく名誉と信用を傷つけられたことから、元社員に対する損害賠償請求等の訴訟を提起する予定です。

**この件に関する報道関係の方々からのお問い合わせ**

テクモ株式会社

経営管理部 向井 TEL. 03-3222-7645 FAX. 03-3222-7649